

2020.03.26

## 「給料ファクタリング」に関する一部報道についての当社見解

---

先般、「給料ファクタリング」という金融取引の問題点を指摘した一部報道がございました。報道によりますと、当該事業者におきましては、①労働者の賃金を受領する権利を買い取り(ファクタリング)、②その対価として当該賃金額から手数料を控除した金額を労働者に対して支払い、一定期間の後、③労働者本人を通じて当該賃金の全額を回収するというスキームで取引が為されていたとのことです。当該取引は、労働基準法(賃金の直接払いの原則)、貸金業法(無登録営業、上限金利を著しく超過する利用料)等の観点で問題があることが指摘されております。報道を受け、当社にも複数の問合せを頂戴しておりますことから、当社の見解を以下の通り、示させていただきます。

- ① 当社が提供する給与前払いサービス「プリポケ」は、賃金債権の売買を伴わないサービスです。
- ② 「直接払いの原則」に則り、いかなる名目でも実質的な給与の立替払い自体を行わない法令遵守を第一としたサービスです。導入企業様が直接従業員の方々に給与の前払いを行うために必要な、金融機関への送金指示(決済指図の伝達)を、「プリポケ」を通じてサポートさせていただくものであります。
- ③ 業界最低水準の利用料設定として、企業と働く人の双方をサポートします。一方的に働く人に負担を押し付けるサービス設計ではありません。

当社では、引き続き、給与前払いサービス「プリポケ」を通じて、企業と、そこで働くひとを応援して参ります。今後ともご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上